

# 適正な農産物検査の実施について

平成27年 9 月 17 日

生産局穀物課

# 1 農産物検査の概要

## (1) 農産物検査の目的

- ① 種類、品質等のまちまちな農産物について、通常取引される商品としての客観的要件に従って分類し、商品としての規格化(あるいは標準化)を行うこと
- ② これにより、現物の確認を要しない規格取引を可能として、公正かつ円滑な取引が図られること
- ③ また、生産者にとっては、規格を定めることにより、農産物の商品としての生産目標であり、品質改善の指標となること
- ④ 流通段階においては、円滑な流通が図られ、流通における費用の節減や安定した取引が行われることにより、消費の合理化に寄与すること

## (2) 農産物の種類

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及びはだか麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉  
(全10品目)

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)  
(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。



### (3) 農産物検査規格

- ・国内産、外国産の別に設定
- ・品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、銘柄(産地  
品種銘柄等)、品位(等級)、量目、荷造り、包装  
 〔品位：水分含有率、異物、被害粒、異種穀粒及び未熟粒の  
混入率、形質、整粒歩合、発芽率、容積重等〕
- ・成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)及びでん  
粉(小麦)

### ○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号) (抜粋)

(農産物検査規格)

第11条 農林水産大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分についての規格(以下この条及び第33条第1項において「農産物検査規格」という。)を定める。

### ○ 水稲うるち玄米の規格

項目 等級	最低限度		最 高 限 度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
						もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦を 除いたもの (%)		
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

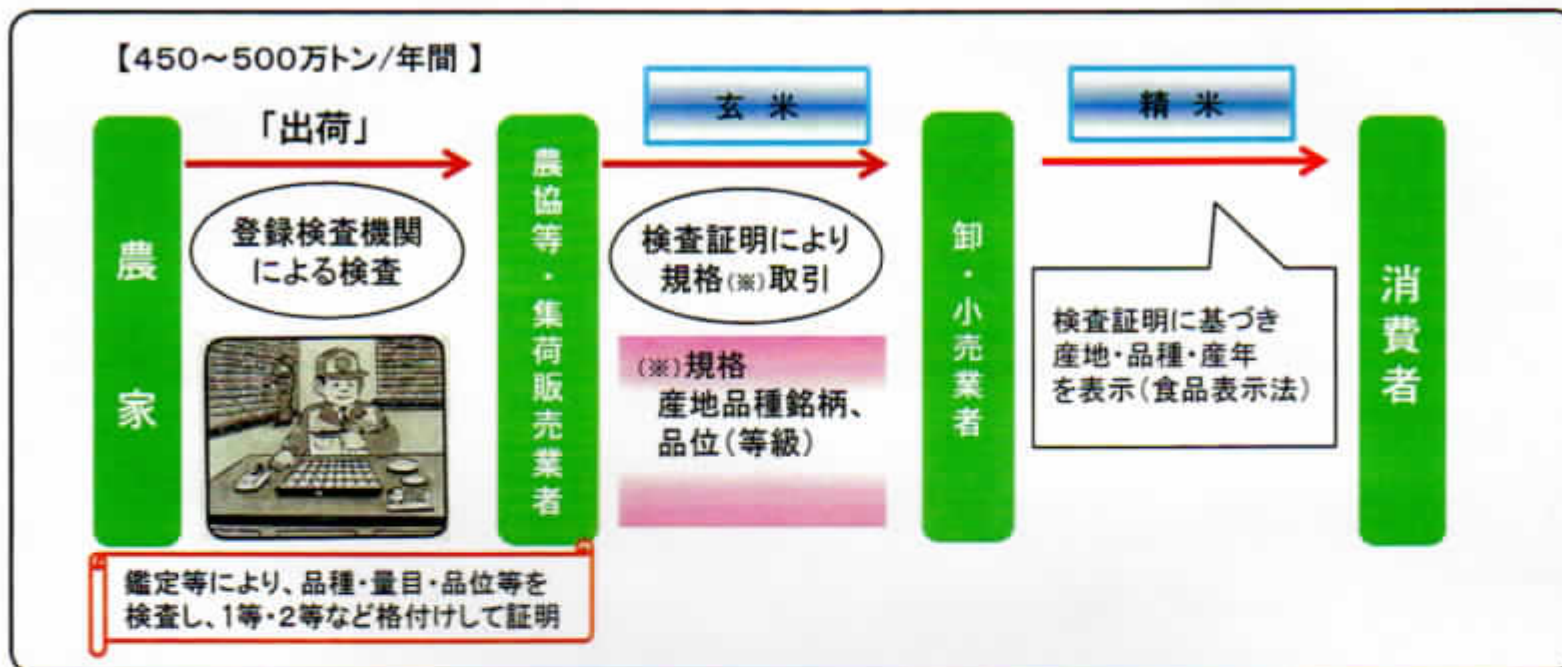
規格外—1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

### ○ 飼料用玄米の規格

項目 等級	最 高 限 度					
	水分 (%)	被害粒 (%)	異 種 穀 粒			異 物 (%)
			もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦を除 いたもの (%)	
合格	15.0	25	3	1	1	1

規格外—合格の品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

#### (4) 国内産米の主な流通と農産物検査



#### (5) 農産物検査を要件としている農業施策

農産物検査の結果については、法の目的である流通規格としての機能のほか、原料原産地表示の根拠、交付金支払いの根拠など様々な農業施策にも活用。

米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府が買入れる物品の条件</li> <li>・需給調整に係る加工用米の品質要件</li> <li>・経営所得安定対策に係る交付金対象要件(収入減少影響緩和交付金)</li> <li>・水田活用の直接支払交付金の飼料用米等数量払いに係る交付金対象要件</li> </ul>
穀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示法(旧JAS法)に基づく玄米及び精米の表示の根拠(産地、品種、産年)</li> <li>・特定名称の清酒(吟醸酒、純米酒、本醸造酒)の原料の定義</li> <li>・商品先物取引の取引条件</li> </ul>
麦類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策に係る交付金対象要件(生産条件不利補正交付金、収入減少影響緩和交付金)</li> </ul>
大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策に係る交付金対象要件(生産条件不利補正交付金、収入減少影響緩和交付金)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂糖及びびでん粉の価格調整に関する法律に係る国内産いもでん粉交付金の交付要件</li> <li>・そばに係る経営所得安定対策に係る交付金対象要件</li> <li>・小豆の商品先物取引の取引条件</li> </ul>

## 2 農産物検査の体制

### (1) 民間による農産物検査への移行

平成11年4月の「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」(閣議決定)に基づき、12年に農産物検査法を改正。13年度から、実施主体を国による農産物検査から民間の登録検査機関による農産物検査に随時移行し、平成18年度から全ての検査が登録検査機関により実施。

#### ○ 民間の登録検査機関の推移(平成27年3月末日現在)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
登録検査機関(機関)	561	790	968	1,387	1,390	1,425	1,393	1,414	1,479	1,496	1,537	1,548	1,603
農産物検査員(人)	3,479	6,518	9,597	12,077	12,884	13,452	13,847	14,516	15,162	15,544	15,981	16,363	16,847
民間検査比率(%)	35	74	96	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
検査場所数(ヶ所)					11,914	12,247	12,424	12,638	12,837	12,521	12,504	12,824	13,195

(注) 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

#### ○ 登録検査機関の登録要件(農産物検査法第17条第2項)

検査員要件	農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。
機械器具要件	農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。
資力信用要件	農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
組織体制要件	農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

### (2) 登録検査機関の登録状況

平登録検査機関は、JA、集荷商人の他、米穀等の卸・小売業者、農業生産法人等が参入しており、平成26年度末においては、1,603の登録検査機関と、16,847人の農産物検査員が登録されている。

#### ○ 系統別登録検査機関の登録状況(平成27年3月末日現在)

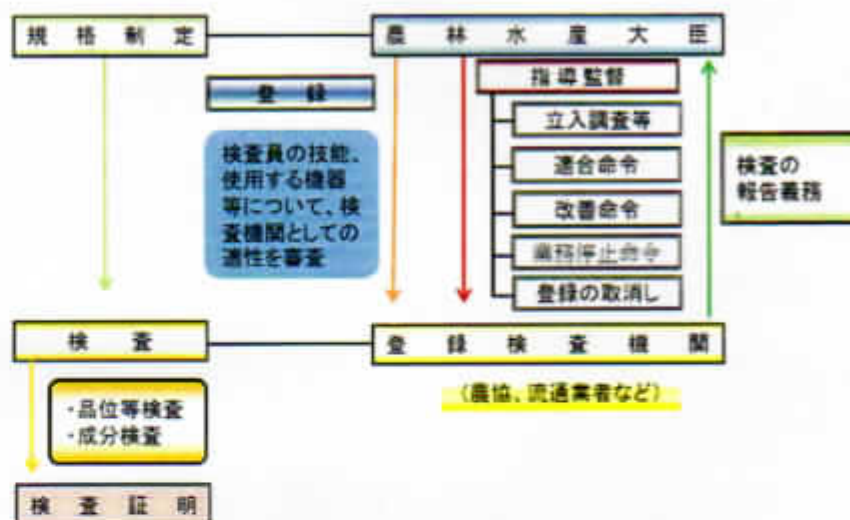
	JA系	全集運系	卸・小売	第三者機関	その他	計
機関数	524	35	515	37	492	1,603
割合(%)	32.7%	2.2%	32.1%	2.3%	30.7%	
検査員数	12,156	1,650	1,362	307	1,372	16,847
割合(%)	72.2%	9.8%	8.1%	1.8%	8.1%	

### (3) 農産物検査における国の役割

- ① 検査規格の設定等基本ルールの方策
  - ・検査規格、検査方法の設定、改廃及びこれに必要な調査等
  - ・検査規格に基づく検査標準品の作製
- ② 登録検査機関の登録
  - ・新規・更新・変更登録、各種届出等の受付、要件確認等
- ③ 登録検査機関への技術的指導
  - ・指導的農産物検査員を対象として、農産物検査技術の維持、向上を目的とした程度統一会を開催(各県別、年2回)
  - ・検査員の育成研修や鑑定試料の作製等に対する助言
- ④ 登録検査機関の監督
  - ・登録検査機関に対する立入調査
  - ・不適正事項に対する措置
- ⑤ 農林水産大臣に対する申出の対応
 

農産物検査法第33条の規定による、検査証明が検査規格に該当しないと認められる場合の申出があったときには、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置をとる。
- ⑥ その他
  - ・不正受検等への対応
  - ・農産物検査の結果等の情報提供
  - ・登録検査機関が天災等により農産物検査が実施できない場合、必要に応じ、国が検査業務を実施。

### ○ 農産物検査法における指導・監督措置



### ○ 不適正事項に対する農林水産大臣による措置等

行政処分	適合命令 【法22条】	登録要件に適合しなくなった際に、適合に必要な措置を命令
	改善命令 【法23条】	応諾義務違反や不適当な検査及び検査結果の表示の是正命令
	業務停止命令 登録の取消し 【法24条】	業務規程違反、不正登録、法令違反等に対し、違反の重大性により、業務停止又は登録取消しを判断
(懲罰罰金)	一般的義務違反 【法37～41条】	紛らわしい表示、不正受検に対する処置違反、登録検査機関呼称詐称、報告規定違反、立入調査規定違反
	登録検査機関義務違反 【法37～41条】	業務停止命令違反、登録事項届出義務違反、帳簿記載・保存義務違反、報告規定違反、立入調査規定違反

※ 罰則規定：法人等の代表者、従業者等が違反行為をしたときは、行為者のほか、原則として法人等にも罰金刑が課される。

### 3 農産物検査の実施状況

#### (1) 農産物検査の状況

米、麦、大豆及びそばについて、生産量の過半が農産物検査を受検して流通している。

#### ○ 主な農産物の検査状況(平成26年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量 (a)	8,439	1,022	232	31
検査数量 (b)	5,154	1,075	206	28
受検率 (b/a)	61%	105%	89%	90%

(注)1 検査数量は、平成27年3月末実績である。

2 麦の生産量には、規格外として検査された数量は含まないため、受検率が100%を超えている。

#### (2) 農産物検査の評価

登録検査機関による農産物検査の評価は、流通業者団体が行ったアンケート調査結果によると、「総体的に見て妥当」と「概ね妥当であるが、一部妥当でない」を合わせると全体の9割以上から一定の評価を受けている。

しかしながら、一部に格付結果(整粒、形質等)にばらつきがある、着色粒や異物に見落としがあるなどの指摘もされている。また、等級証印や検査員日付印等の押印漏れが数多く指摘されている。

#### ○ 全国米穀販売事業共済協同組合員アンケート調査

	21年産	22年産	24年産	25年産
総体的に見て妥当	46%	20%	24%	38%
概ね妥当であるが、一部妥当でない	53%	69%	73%	56%
総体的に見て妥当でない	1%	8%	0%	3%
どちらともいえない	1%	2%	2%	3%

## 4 農産物検査員の育成研修

農産物検査員の育成研修は、平成18年度から登録検査機関等、全て民間で実施されている。

### 検査員育成業務フロー



### ○ 農検法施行規則15条(農産物検査員)

法第17条第2号第一項の農林水産省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者として、農林水産大臣が作成する名簿に登載されたものとする。

- 1 農産物検査に一年以上従事した経験を有する者
- 2 農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者

### ○ 農検法施行規則第15条の農林水産大臣が指定する研修

実施主体	登録検査機関、登録検査機関が組織する団体、農産物検査員の研修に関する事業を行う法人
対象者	登録検査機関又は登録予定機関に所属し、農産物の生産、流通又は検査業務に1年以上従事した経験を有する者
講師	農産物検査員、国の派遣講師等
研修内容	法令・検査倫理論等の講義、分析・鑑定等の実習、検査実務の実習、履修確認(試験)



## 5 適正な農産物検査の実施

### (1) 適正な農産物検査の遵守

登録検査機関は、関係法令及び登録検査機関自らが定める業務規程に従って検査業務を実施することが大前提。

しかしながら、関係法令や業務規程に基づかない不適正な農産物検査を行ったとして、登録検査機関に対する行政処分が続いている。

このため、登録検査機関に対し、平成27年7月15日付け事務連絡「登録検査機関における不適正な農産物検査の発生防止について」により、注意喚起を行ったところ。

### (2) 産地品種銘柄検査の運用の明確化

産地品種銘柄検査については、農産物検査機関に対し、農産物検査における産地品種銘柄検査の運用の明確化について(平成27年7月1日付け局長通知)により、以下の検査手順を周知。

- 1 産地品種銘柄の検査については、要領別紙5国内農産物の検査実施マニュアルのⅠの手順7において「当該品種に異品種の混入が視覚により認められないこと」を銘柄判定の要件の一つとしているところであるが、水稻うるち玄米の銘柄判定に当たり、登録検査機関は、検査対象品種に異品種の混入が視覚により認められた場合又は異品種の混入の有無が視覚により判断できない場合は、DNA分析を実施する。
- 2 DNA分析における異品種の混入限度は、銘柄証明の取消しに係る現行基準どおり5%とし、5%を超える場合は銘柄証明を行わないこととする。
- 3 1の場合、検査請求者は、DNA分析による銘柄検査を実施せず、品位等検査のうち、銘柄以外の種類、品位等について受検することもできることとする。
- 4 なお、登録検査機関は、DNA分析の実施に当たり、平成27年産の検査開始前までに、別添を参考に、水稻うるち玄米DNA分析実施規程を定めることとする。

## ＜参考＞ 農産物検査の事務・権限の移譲に係る取組

第4次一括法において、登録検査機関のうち、その業務が一の都道府県の区域内に留まるものについては、その登録及び指導監督等の事務が平成28年4月から都道府県知事に移譲したところ。

このため、円滑な移行に向けて平成26年12月の都道府県への説明会開催以降、都道府県担当者に対する法令・現場研修を実施中。

さらに、以下の取組を行うこととしている。

### ➤ 都道府県担当者に対する実務研修の実施(平成27年9月～平成28年2月)

- 実際の農産物検査現場に出向き、農産物検査の流れや登録検査機関の状況等の理解を深める。
- 登録関係書類のチェック、検査結果報告の取りまとめ方法等の関係実務について、OJTにより理解を深める。

### ➤ 関係書類の引継ぎ等(平成28年2月～3月)

- 都道府県担当部局の準備状況のタイミングを捉え、移譲対象登録検査機関の関係書類等の写しを、一括して引き継ぐ。
- 引き継ぎあたって、平成28年4月以降の支援策の説明及び課題についての意見交換等を実施。当面の支援体制を確認。

☆ 都道府県担当部局の要望を最大限尊重し、研修等の開催内容も都道府県担当者の理解が深まり、平成28年4月の事務・権限の移譲が円滑に行われ、且つ、実務が滞りなく遂行できるよう、地方農政局・地域センター担当者が可能な限り対応を実施。また、担当窓口を農政局に設置して移譲後の相談体制についても整備する。